

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 16 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 5. 18.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

在外選挙と関連して
新聞・印刷物などを利用した広告・宣伝行為

許される行為

- 政党の代表者、立候補予定者などが普段知り合いや親交がある在外国民に電話、e-mail、年賀状等を通して儀礼的なあいさつをする行為

禁止される行為

- 新聞・放送・雑誌その他の刊行物に記念日などを口実に国会議員、立候補予定者の写真・政見・経歴などを広告を出す行為(選挙法 § 93, § 254 違反)
- 韓人会主催の各種行事の進行過程で意図的に選挙と関連して立候補予定者を宣伝したり招待状、案内状、パンフレットなどを利用して立候補予定者を宣伝する行為(選挙法 § 93, § 254 違反)
- 特定政党や立候補予定者を広報する張り紙や印刷物を在外国民が多く利用する僑民会事務室、教会、学校などに掲示する行為(選挙法 § 93, § 254 違反)
- 普段知り合いや親交がない韓人会会員や所属党员全員に年賀状を発送したり、年賀状に本人写真・家族写真・活動状況・経歴などを掲載する行為(選挙法 § 93, § 254 違反)

 在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい！

案内資料：公館在外選挙担当者教育実施/1部。

公館在外選挙担当者教育実施



【教育概要】

1.目的

- 公館在外選挙実務専門担当者の早期選定・教育による専門性提高
- 情報システムと連携した全過程実習教育で実務能力育成
- 在外選挙制度および選挙法違反行為予防・取り締まりに関する教育の並行

2.時期および場所

- 時 期：5.16(月)～5.20(金)[2班、班別2泊3日]
- 場 所：選挙研修院

3.対象：在外選挙担当領事 106名(在外選挙官未派遣公館別1名)

4.主要内容

- 在外選挙管理実務全般に関する事項
- 模擬選挙実施細部手続きおよび分野別業務処理要領
- 在外選挙情報システムの設置・運営要領(実習)
- 在外投票所の設置・運営および在外投票回送要領(実習)
- 在外選挙啓蒙・広報および選挙法違反行為予防・取り締まり教育など